



市職員の懲戒処分等について

柏市は、職員に対する懲戒処分等を行いましたので、以下のとおり公表します。
処分等にあたっては、柏市職員懲戒審査委員会を開催し、その審査を経て行っています。

1 事件の概要

都市部の会計年度任用職員が、令和 6 年 5 月 24 日午後 4 時ごろ、執務室内において、同所属の職員に対し、暴言を発し、胸ぐらを掴み上げる暴力により、首に怪我(全治 2 週間)を負わせました。

2 処分等の内容

処分等を受けた職員	処分等の内容
都市部会計年度任用職員 (60 代男性)	減給(10 分の 1)3 月

※上記のほか、管理監督責任として所属長を口頭厳重注意としました。

3 市長からのお詫び

今回、法令及び服務規律を遵守すべき公務員でありながら、市職員がこのような暴力行為等を行ったことにより、市民の皆様からの信頼を損なってしまったことについて、市民及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが生じないよう、改めて職員の法令及び服務規律の遵守について指導を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市総務部人事課

電話 04-7167-1113 / FAX 04-7166-6026